

令和4年度生活困窮者自立相談支援員向け居住支援に関する研修会

茨城県における 一時生活支援事業について

茨城県福祉部福祉政策課

説明内容

- (1) 茨城県の概要
- (2) 広域実施(フロー図や支援の流れ等)
- (3) 利用状況(入居理由や世帯構成等)
- (4) 一時生活支援事業の事例紹介
- (5) 地域居住支援事業について
- (6) 委託事業者の支援ポイント

茨城県の概要

基本情報

- 常住人口 2,848,134 人（令和4年1月1日時点）
- 市町村数 44 市町村（32市、12町村）
- 福祉事務所設置自治体数 33 自治体（32市、県（12町村））

生活困窮者自立支援事業関係情報

- 本庁担当課 福祉政策課
- 福祉事務所 4 か所設置
- 自立相談支援事業 直営
- 主な任意事業実施状況等

事業名	実施方法	開始年度	実施自治体数(実施率)			
			R元年度	R2年度	R3年度	令和4年度
就労準備支援	委託	H27年度	5(15.2%)	9(27.3%)	27(81.8%)	33 (100%)
家計改善支援	委託	H29年度	7(21.2%)	9(27.3%)	23(69.7%)	33 (100%)
一時生活支援	委託	R2年度	1(3.0%)	2(6.1%)	6(18.2%)	9 (27.3%)

茨城県の一時生活支援事業について

○R4年度県内の実施状況は、9自治体(33自治体中)が実施。実施率は27.3%。

広域実施について

事業内容	<p><u>(1)一時生活支援事業</u> 住居のない生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の者に対して、一定期間(原則3ヶ月、最大6ヶ月)内に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与等を行う。</p>
	<p><u>(2)地域居住支援事業</u> 一時生活支援事業の利用終了者や地域社会から孤立した状態にある者等に対して、1年を超えない期間で、訪問や見守り等居住を安定して継続するための支援を行う。</p>
事業開始	令和2年度
参加自治体	7市、県(町村)
委託事業者	一般社団法人LANS
宿泊場所	県営住宅7戸 (県北、県央、鹿行地区各1戸、県南、県西地区各2戸)

R4年度 一時生活支援事業自治体別実施状況

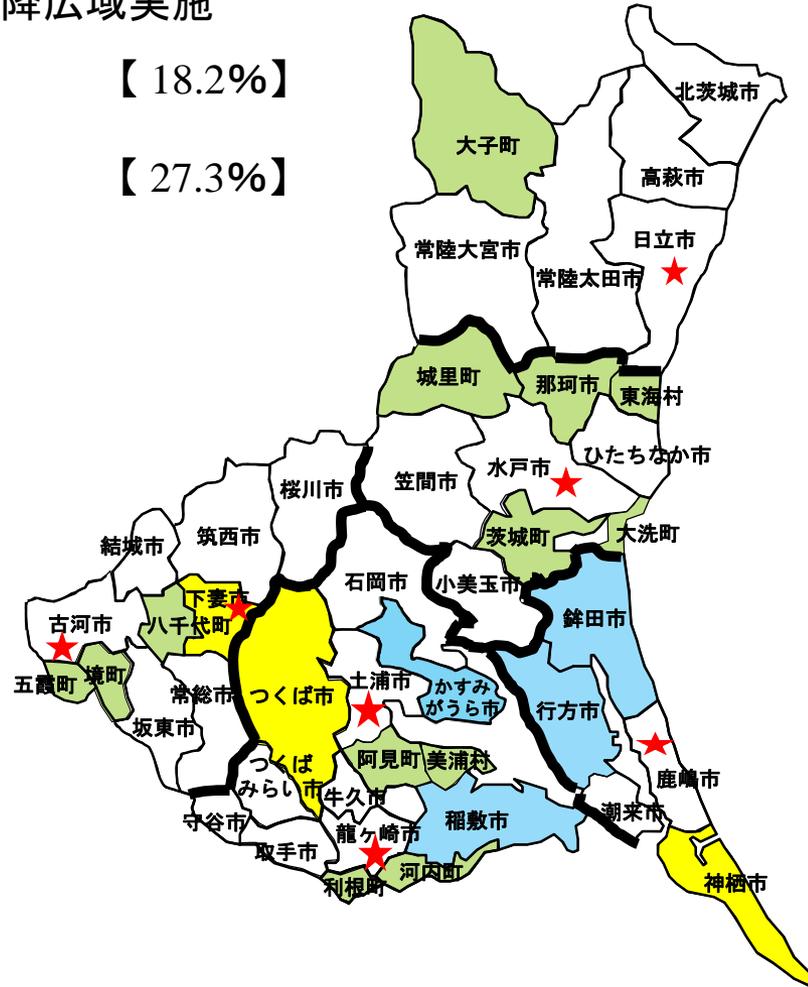
開始時期（実施方法）【実施率】

令和2年度以前(単独実施) 【 6.1%】
 ※町村は令和3年度以降広域実施

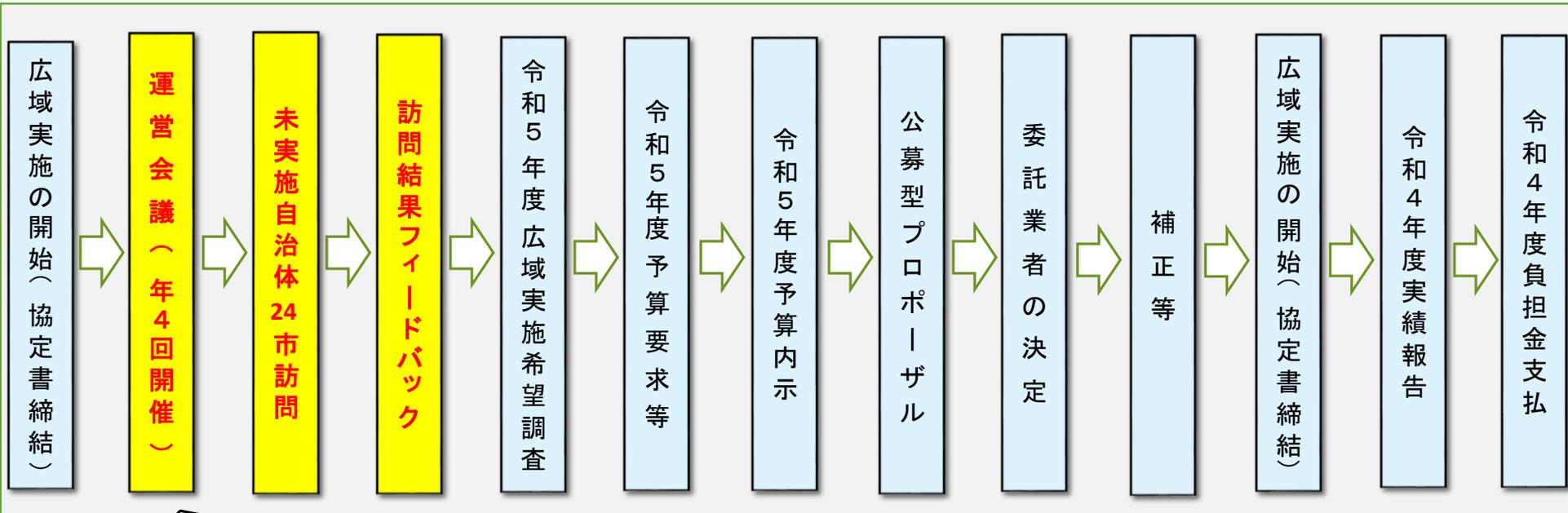
令和3年度(広域実施) 【 18.2%】

令和4年度(広域実施) 【 27.3%】

県営アパート(7戸)



令和4年度年間スケジュール(予定) ～広域実施手続き・自治体への働きかけ～



事業実施上の課題

支援事例の検討

地域における社会資源の活用

支援イメージの共有

《参考》一時生活支援事業広域実施フロー図

JOB



会社を解雇され、社員寮からの退去を求められた！
貯金もなく、転居できない！

協定

県
自立相談支援機関

A市
自立相談支援機関

B市
自立相談支援機関

C市
自立相談支援機関

緊急支援

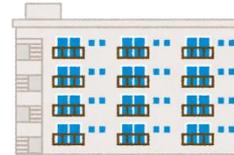
一時生活支援事業（事業者へ委託）
※県が事業者と委託契約

原則3ヶ月（最大6ヶ月）内

1年以内

衣食住の提供

- ・県営住宅の空き部屋を活用（家賃無料）
（県内各地区に部屋を確保）
日立市、水戸市、鹿嶋市、土浦市、古河市、
※R3.1～龍ヶ崎市、R4.5～下妻市追加※
- ・配食サービスの利用や
フードバンクとの連携による
食事の提供
- ・委託事業者が日用品を提供



転居

地域居住支援

- ・生活の再建
- ・定期的な見守り
- ・居場所づくり



連携して支援

《食の支援》
フードバンク
配食サービス事業者

《就労支援》
自立相談支援機関
ハローワーク

《転居支援》
自立相談支援機関
・住居確保給付金

《家計管理支援》
家計改善支援機関

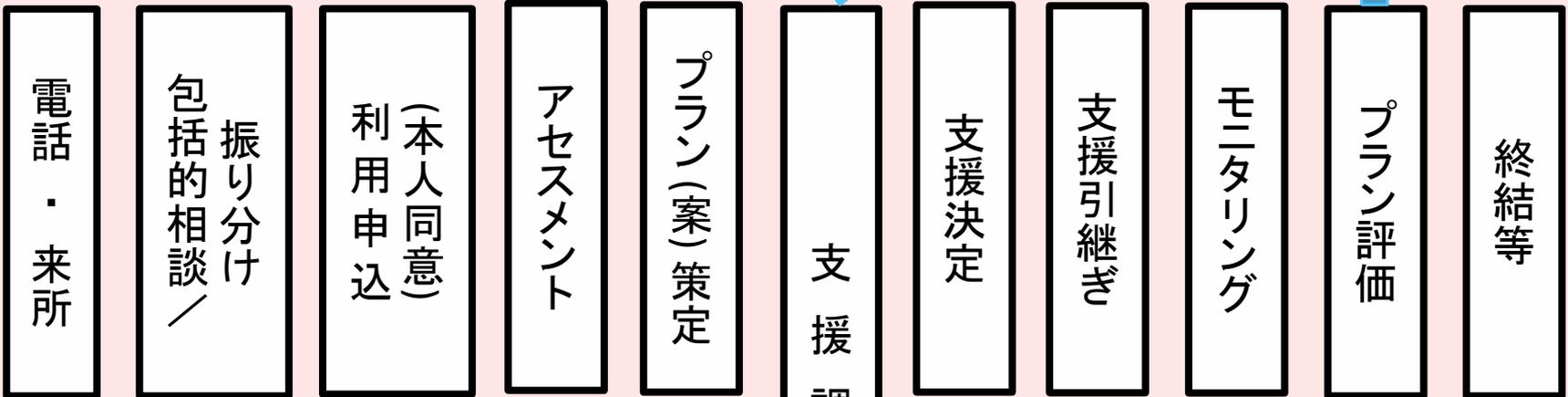


《参考》一時生活支援事業の支援の流れ

広域実施参加自治体(自立相談支援機関)

再プラン策定

相談支援員



支援員



情報共有



広域実施委託事業者



～県営アパートの様子～

家電や家具が設置されています！

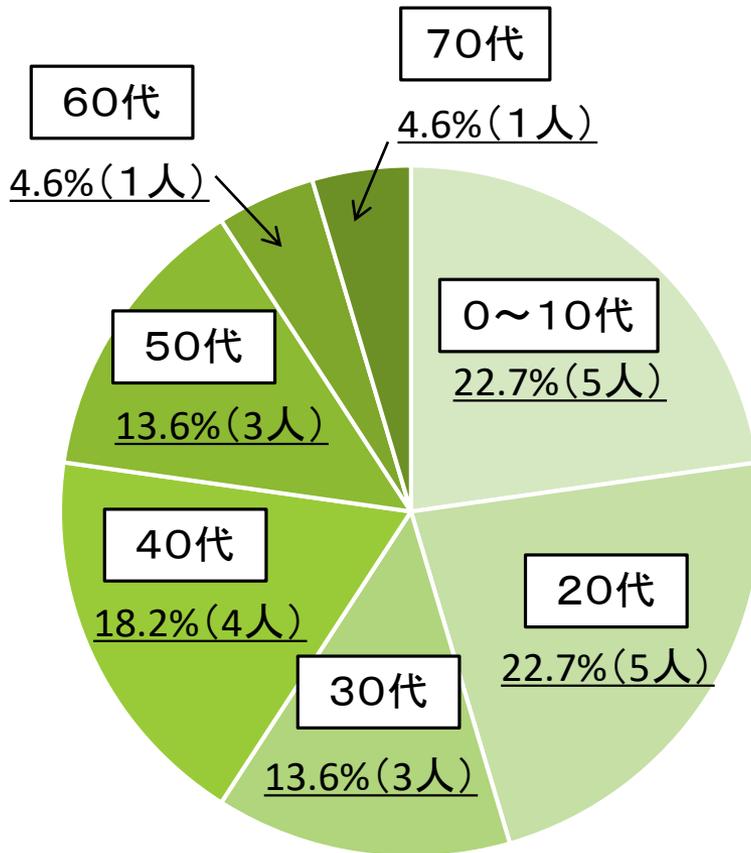
R3年度 新規入居に至った主な理由

※令和3年度、広域実施参加自治体(4市、町村部)の実績

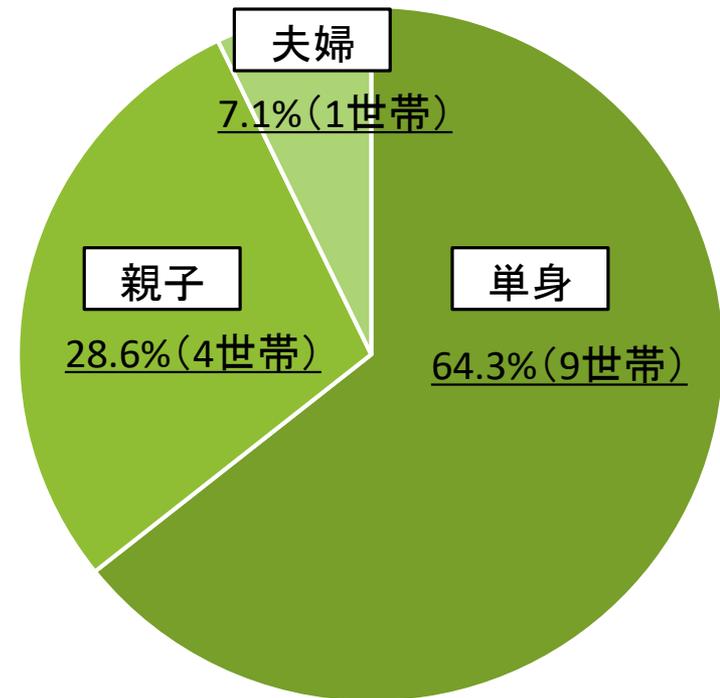
入居理由	世帯数(人数)	割合
アパート立ち退き、家賃滞納	4世帯(7人)	28.6%
路上生活・車上生活	4世帯(4人)	28.6%
解雇により、寮を退去	1世帯(3人)	7.1%
収入減少、ライフライン停止	1世帯(1人)	7.1%
DV関連	1世帯(2人)	7.1%
友人トラブル	3世帯(5人)	21.5%
合 計	14世帯(22人)	100%

R3年度 新規入居者の年齢・世帯構成

【年齢】



【世帯構成】



R3年度 県営アパートの稼働状況

※令和3年度、広域実施参加自治体(4市、県(町村))の実績

※①～⑭入居順

月 アパート	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
日立	③									⑩		
水戸	R2～入居						⑤		⑦			⑪
鹿嶋	①								⑨			⑭
土浦	R2～入居						④			⑧		⑬
古河	R2～入居								⑧		⑫	
龍ヶ崎	②							⑥				

R3年度 新規入居者の退去理由

※令和3年度、広域実施参加自治体(4市、県(町村))の実績

R4.7月末

退去理由	世帯数	割合
就労	5世帯	35.7%
住居の確保	5世帯	35.7%
生活保護	3世帯	21.4%
その他	1世帯	7.2%
合計	14世帯	100%

一時生活支援事業の事例紹介

世帯	概要	結果	入居期間
単身男性	実家でひきこもり状態、家族関係悪化により利用に至ったケース	障害者手帳を取得し、障害者施設利用	3か月未満
三世帯	離職後、転居先が見つからず利用に至ったケース	就労決定し、住まいを確保	6ヶ月未満
母子世帯	シェルターから利用に至ったケース	就労決定し、住まいを確保	3か月未満

一時生活支援事業のうち地域居住支援事業

目的

生活困窮者・ホームレス自立支援センターや、生活困窮者一時宿泊施設を利用していた生活困窮者であって、現に一定の住居を有する者や、現在の住居を失うおそれのある者であって、地域社会から孤立している者に対し、一定の期間にわたり、訪問による必要な情報の提供及び予言、地域社会との交流の促進、住居の確保に関する援助、生活困窮者自立支援事業を行う者そのほかの関係者との連絡調整そのほかの日常生活を営むのに必要な支援を行うことを目的とする。

対象者

- 一時生活支援事業の修了者
- 現在の住居を失うおそれのある生活困窮者であって、地域社会から孤立した状態にある者のうち、県自立相談支援機関又は協定市が必要と認める者

支援内容

- アパート等へ転居するための支援
 - 訪問による見守りなど居住を安定して継続するための支援
 - 地域社会との交流などの互助の関係づくり
 - 関係機関とのネットワーク構築などの地域づくり
- ※利用期間は1年以内とする。

事例

- 一時生活支援事業利用終了者で、転居後も見守り継続できたケース
- 住居を失うおそれのある方で、転居及び見守り支援を行ったケース

～利用者にあった衣食住の支援～

● 今まで、どの様な生活をしてきたか。

- ・今、生活に必要なものはどれくらい持っているのか。
- ・米は炊けるのか。

● 土地勘がない。

- ・役所やハローワークの場所、ごみの捨て方など。

● 日々の生活の中で不便だと感じることは、人によって違う。

どんな食器使ってる？



ヘルメットの寄付があったよ。使う？



一般社団法人LANSの具体的な支援方法

- ①在宅支援体制のコーディネート
- ②住まいに関する生活窓口開設
- ③居住支援ネットワーク構築・啓蒙活動
- ④シェアハウスの運営

- 利用者に合わせたコミュニケーションを工夫。土日・祝日対応。電話、メールなどでも対応。
- 利用者の好みに合わせた食材や日用品のリクエストに応える。
- 他事業所や個人と連携した対応。
寄付物品：食材・ランドセル・布団・食器

住宅確保要配慮者とは

低額所得者、被災者（発災から3年以内）、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他障害者、

子育てをする者、外国人、中国残留邦人等、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者等、DV被害者、帰国被害者等、犯罪被害者等、保護観察対象者等、生活困窮者、大規模災害被災者、本県供給促進計画で定められた者

一般社団法人 LANS



[所在地] 〒305-0051 茨城県つくば市二の宮1-2-2

[電話番号] 080-1018-7670

[ホームページ] <https://lans.or.jp/>

[メールアドレス] asai-kazu@sinri-soudan.com